

令和4年度事業計画

総 論

自．令和4年4月 1日

至．令和5年3月31日

令和3年は、新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行となったとの認識を示してから1年が経過し、令和3年9月末の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除後は、感染拡大のペースが緩やかになってきましたが、新たに確認されたオミクロン株の感染が令和4年1月以降、急速に拡大し、感染拡大防止と経済活性化を慎重にバランスさせていく状況を強いられることとなりました。

世界の経済状況は、国や地域によるばらつきがあるものの、総じてコロナ危機による落ち込みから回復の動きを続けており、ポストコロナの構造変化への対応において、デジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラル実現への流れが世界的に強まる契機となり、企業や国が事業構造の前向きな転換機会と捉え、また、経済活動の再開や雇用・所得環境の持ち直しを背景に回復傾向を維持する状況にあります。一方では、半導体の不足や資源価格の上昇が景気回復の足かせとなる可能性があり、特に、米中対立による地政学的な緊張が高まる恐れがあり、国際的な企業活動への打撃が懸念されます。

国内経済に目を転じれば、戦後最悪に落ち込んだ経済を回復させるため、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021～日本の未来を拓く4つの原動力～」に基づき、①グリーン社会の実現、②官民挙げたデジタル化の加速、③日本全体を元気にする活力ある地方創り、④少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現を原動力として、内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作ることとされました。

また、延期となっていた東京オリンピック・パラリンピックが開催された時期に感染第5波の拡大と都市圏を中心に緊急事態宣言が発出され個人消費の減少がみられましたが、宣言解除後は、経済活動への制約が徐々に薄らぎ、企業の設備投資の増加や世界経済の回復などを背景に、景気の持ち直し基調は維持される見込みとされています。

自動車については、CASEと呼ばれる領域で技術革新が進んでおり、少子高齢化社会における交通手段の確保や交通事故の削減を図り、安全運転を支援するシステムや限定した環境下において自動運転を行うシステムが車両に搭載され、最新の電子部品や装置が採用されています。このため、自動車の検査や点検・整備の際にも、電子制御装置整備やOBD検査など自動車の電子化への対応が重要となってきています。加えて、自動車検査証の電子化の導入が計画されるなど、自動車を取り巻く環境は自動車本体、自動車の検査・登録や点検・整備及び自動車を管理する体制についても急速なデジタル化が進められています。

このような整備業界を取り巻く状況にあって、自動車の整備技術の高度化に向けた対応や、一層厳しさが増している少子高齢化の影響で、若年労働者の採用難への対応も同時に

求められ、整備業界を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。

令和4年度事業においては、急激に進む自動車の新技術への対応、特定整備、OBD検査、自動車検査証の電子化などの新たな制度への対応等に加え、整備士の人材不足や後継者難への対応を、健全な経営の徹底を図りつつ取り組み、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、業界全体の活性化と経営基盤の確立を推進するため、以下の諸事業を実施して参ります。

「自動車整備事業健全化対策」

自動車特定整備事業制度の経過措置期間終了に向けて必要な申請の支援を行うとともに、改正が予定されている新たな検査制度に会員がスムーズに移行できるよう、愛媛運輸支局及び自動車技術総合機構と連携して情報の収集及び展開に努め、各種研修会の開催に努めます。

「点検整備普及促進対策」

定期的な点検整備の必要性を自動車ユーザーに訴求するため、マスメディアやWebメディアのほか、ソーシャルメディア（SNS）も活用して、広報活動を行います。

「自動車ユーザー対策」

イメージアップキャラクター「てんけんJr.」を活用して、保守管理責任の意識の向上に努めます。

「環境保全・省資源対策」

自動車リサイクル法の登録業者になっている会員が、適正に業務を運用できるよう、必要な手続きの対応に努めます。また、有機溶剤等を使用する業務に従事する従業員に対する出張健診の実施に協力します。

「指定整備事業適正化対策」

事業運営の適正化を図るべく、愛媛運輸支局と連携して事業場管理責任者や自動車検査員に対して研修会を開催します。

「整備技術向上対策」

スキャンツールの活用を中心とした研修や電子制御装置に関する研修を実施し、技術力の向上に努めます。また、新型車の整備技術の入手、FAINESの普及促進、技術相談窓口の厳守事項の周知に努めます。

「教育事業推進対策」

人材育成事業、ブロック別教育研修会事業の支援、研修設備の見直しなど受講しやすい環境づくりに努めます。また、エーミング実習講習の実施、自動車整備士試験、外国人自動車整備技能実習評価試験への実施協力に努めます。

「技術講習所対策」

自動車整備士資格制度の見直しにより整備士の種類ごとの役割が明確化されるのに伴い、令和８年度後期の新自動車整備士講習実施に向けての準備に努めます。

「行政・各種団体円滑化対策」

自動車の検査、登録(届出)・出張検査・街頭検査等の愛媛運輸支局、軽自動車検査協会の行う業務に積極的に協力するとともに、法令改正及び税制改正への迅速な対応に努めます。

「広報、公益活動関係対策」

ユーザーに対する交通安全の啓発や整備業界についての理解と認識を高める為、広報事業、公益事業、社会還元事業の実施に取り組みます。また、「全国版図柄入りナンバープレート」の普及促進、「みきゃんナンバープレート」の更なる普及促進且つ希望番号率向上を目指してマスメディア、SNSを利用して広報活動を行います。

「組織運営対策」

一般社団法人として、定款及び規約に定められた諸事業を実行し、公益目的支出計画に基づいた継続事業の確実な実施を図ります。また、支部・ブロック・青年部等下部組織及び商工組合の事業活動を支援するとともに自動車整備業界功労者に対する各種表彰の具申を行います。